(28) 試　験　問　題（午後の部）

注　　意

⑴　別に配布した答案用紙の該当欄に，試験問題用紙裏面の記入例に従って，受験地，受験番号及び氏名を必ず記入してください。多肢択一式答案用紙に受験地及び受験番号をマークするに当たっては，数字の位を間違えないようにしてください。

⑵　試験時間は，3 時間です。

⑶　試験問題は，多肢択一式問題（第 1 問から第 35 問まで）と記述式問題（第 36 問及び第 37 問）から成り，配点は，多肢択一式が 105 点満点，記述式が 70 点満点です。

⑷　**多肢択一式問題の解答**は，多肢択一式答案用紙の解答欄に，正解と思われるものの番号の枠内を，マーク記入例に従い，濃く塗りつぶす方法で示してください。解答欄へのマークは，各問につき 1 か所だけにしてください。二つ以上の箇所にマークがされている欄の解答は，無効とします。解答を訂正する場合には，プラスチック消しゴムで完全に消してから，該当欄の枠内をマークしてください。答案用紙への記入は，**鉛筆**（ＨＢ）を使用してください。該当欄の枠内をマークしていない解答及び**鉛筆**を使用していない解答は，無効とします。

⑸　**記述式問題の解答**は，所定の答案用紙に記入してください。答案用紙への解答の記入は，**万年筆**又は**ボールペン**（いずれも黒色のインクに限り，インクが消せるものを除きます。）を使用してください。所定の答案用紙以外の用紙に記入した解答及び上記万年筆又はボールペン以外の鉛筆等の筆記具によって記入した解答は，その部分につき無効とします。答案用紙の受験地，受験番号及び氏名欄以外の箇所に，特定の氏名等を記入したものは，無効とします。

⑹　答案用紙に受験地，受験番号及び氏名を記入しなかった場合は，採点されません（試験時間終了後，これらを記入することは，認められません。）。

⑺　答案用紙は，汚したり，折り曲げたりしないでください。書き損じても，補充しません。

⑻　試験問題のホチキスを外したり，試験問題のページを切り取る等の行為は，認められません。

⑼　試験時間中，不正行為があったときは，その答案は，無効なものとして扱われます。

⑽　試験問題に関する質問には，一切お答えいたしません。

⑾　試験問題は，試験時間終了後，持ち帰ることができます。

第１問　送達に関する次の１から５までの記述のうち，**判例の趣旨に照らし正しいもの**は，どれか。

1　送達の日時は，送達報告書によってのみ証明することができる。

2　当事者が第一審の受訴裁判所にした送達を受けるべき場所の届出は，当該裁判所による終局判決の言渡しによって当然にその効力を失い，控訴審においてはその効力を有しない。

3　交付送達によって送達をするととができなかったときは，裁判所書記官は，書類を書留郵便に付して発送しなければならない。

4　公示送達の効力は，裁判所の掲示場に掲示を始めた日に生ずる。

5　訴訟能力を認めることができない未成年者がその父母の共同親権に服している場合，当該未成年者に対する送達は，当該父母のいずれか一人にすれば足りる。

第２問　当事者適格に関する次のアからオまでの記述のうち，**判例の趣旨に照らし正しいもの**の組合せは，後記１から５までのうち，どれか。

ア　共同相続人のうち自己の相続分の全部を他の共同相続人に対し譲渡した者は，遺産確認の訴えの当事者適格を有しない。

イ　共同相続人のうちの一人が，遺言執行者の定めがある遺言の無効を主張して，相続財産につき共有持分権を有することの確認を求める訴えを提起するときは，他の共同相続人全員が被告適格を有し，遺言執行者は被告適格を有しない。

ウ　権利能力のない社団Ｘの構成員全員に総有的に帰属する不動産につき，当該不動産の所有権の登記名義人が第三者である場合には，Ｘは，その代表者Ｙの個人名義への所有権移転登記手続請求訴訟の原告適格を有さず，Ｙのみが当該訴訟の原告適格を有する。

エ　現在の給付の訴えについて，その訴えを提起する者の主張自体から，給付義務者であると主張されている者が給付義務者になり得ないことが明らかであるときは，当該訴えは，被告適格を欠くものとして却下される。

オ　甲土地の所有者Ｘが甲土地に隣接する乙土地の所有者Ｙに対し提起した甲土地と乙土地の筆界についての筆界確定の訴えにおいては，Ｙが甲土地の一部分であって甲土地のうち当該筆界の全部に接続している部分を時効取得したとしても，Ｘは当事者適格を失わない。

１　アウ　　２　アオ　　３　イウ　　４　イエ　　５　エオ

第３問　弁論主義に関する次のアからオまでの記述のうち，**判例の趣旨に照らし正しいもの**の組合せは，後記１から５までのうち，どれか。

ア　間接事実についての自白は，裁判所を拘束しないが，自白した当事者を拘束し，当該当事者は，当該自白を撤回することができない。

イ　所有権に基づく土地明渡請求訴訟において，原告が自ら被告に対しその土地の使用を許したとの事実を主張し，当該事実が証拠により認められる場合には，被告が抗弁として当該事実を自己の利益に援用しなかったときであっても，裁判所は，原告の請求の当否を判断するについて当該事実を斟酌しなければならない。

ウ　裁判所が民事訴訟法第186条に基づく調査の嘱託によって得られた調査の結果を証拠とするには，当事者の援用が必要である。

エ　留置権のような権利抗弁にあっては，抗弁権取得の事実関係が訴訟上主張されたとしても，権利者においてその権利を行使する意思を表明しない限り，裁判所においてこれを斟酌することはできない。

オ　外国の法規を適用すべき民事訴訟事件において，裁判所は，当該法規の内容及び解釈については，当事者の主張及び立証に基づかなければならず，職権による探知は許されない。

（参考）

民事訴訟法

（調査の嘱託）

第186条　裁判所は，必要な調査を官庁若しくは公署，外国の官庁若しくは公署又は学校，商工会議所，取引所その他の団体に嘱託することができる。

１　アイ　　２　アオ　　３　イエ　　４　ウエ　　５　ウオ

第４問　弁論準備手続に関する次のアからオまでの記述のうち，**正しいもの**の組合せは，後記１から５までのうち，どれか。

ア　裁判所は，当事者の一方が事件を弁論準備手続に付することについて同意していない場合には，事件を弁論準備手続に付することができない。

イ　当事者の一方が弁論準備手続の期日に出頭しないときは，裁判所は，弁論準備手続を終結することができる。

ウ　裁判所は，当事者の双方がいずれも弁論準備手続の期日に出頭していない場合には，裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって，弁論準備手続の期日における手続を行うことができない。

エ　弁論準備手続の期日においては，ビデオテープを検証の目的とする検証をすることができる。

オ　弁論準備手続の終結後に攻撃又は防御の方法を提出した当事者は，相手方の求めがないときであっても，裁判所に対し，弁論準備手続の終結前にこれを提出できなかった理由を説明しなければならない。

１　アウ　　２　アオ　　３　イウ　　４　イエ　　５　エオ

第５問　控訴に関する次のアからオまでの記述のうち，**判例の趣旨に照らし正しいもの**の組合せは，後記１から５までのうち，どれか。

ア　控訴が不適法でその不備を補正することができないときは，控訴裁判所は，口頭弁論を経ないで，決定で，控訴を棄却することができる。

イ　控訴審においては，反訴の提起は，相手方の同意がある場合に限り，することができる。

ウ　控訴は，被控訴人から附帯控訴が提起された場合には，当該被控訴人の同意がなければ，取り下げることができない。

エ　簡易裁判所の終局判決に対する控訴の提起は，控訴状を地方裁判所に提出してしなければならない。

オ　原告の主位的請求を棄却し，予備的請求を認容した判決に対しては，原告も被告も控訴をすることができる。

１　アウ　　２　アエ　　３　イウ　　４　イオ　　５　エオ

第６問　係争物に関する仮処分に関する次のアからオまでの記述のうち，**判例の趣旨に照らし正しいもの**の組合せは，後記１から５までのうち，どれか。

ア　裁判所は，係争物に関する仮処分命令において，仮処分の執行の停止を得るため，又は既にした仮処分の執行の取消しを得るために債務者が供託すべき金銭の額を定めることができない。

イ　土地の売買に基づく所有権移転登記手続請求権を被保全権利として，当該土地について処分禁止の仮処分を得た債権者は，当該売買が無効であっても，当該売買によって当該土地の占有を開始し仮処分後にこれを時効により取得したときは，時効完成後に当該土地を債務者から取得した第三者に対し，当該仮処分が時効取得に基づく所有権移転登記手続請求権を保全するものとして，その効力を主張することができる。

ウ　占有移転禁止の仮処分命令の執行後，第三者がその執行がされたことを知らないで係争物である土地について債務者の占有を承継した場合であっても，債権者は，本案の債務名義に基づき，当該第三者に対し，当該土地の明渡しの強制執行をすることができる。

エ　占有移転禁止の仮処分命令は，債務者を特定することを困難とする特別の事情がある場合には，係争物が動産であるときであっても，債務者を特定しないで発することができる。

オ　土地について処分禁止の仮処分がされる前に債務者が第三者に当該土地を売っていた場合には，その売買による所有権の移転の登記が当該仮処分の登記より後にされたときであっても，当該第三者は，債権者に対し，当該土地に係る所有権の取得を対抗することができる。

１　アエ　　２　アオ　　３　イウ　　４　イエ　　５　ウオ

第７問　金銭債権(動産執行の目的となる有価証券が発行されている債権を除く。)に対する強制執行に関する次のアからオまでの記述のうち，**誤っているもの**の組合せは，後記１から５までのうち，どれか。

なお，少額訴訟債権執行にういては考慮しないものとする。

ア　金銭債権に対する強制執行は，執行裁判所の差押命令により開始する。

イ　差押命令は，第三債務者を審尋して発しなければならない。

ウ　金銭債権の一部が差し押さえられた後，その残余の部分を超えて別に差押命令が発せられたときは，各差押えの効力が及ぶ範囲は，当該金銭債権の全額を各差押債権者の請求債権の額に応じて按分した額に相当する部分となる。

エ　執行裁判所は，債務者の申立てにより，債務者及び債権者の生活の状況その他の事情を考慮して，差押命令の全部又は一部を取り消すことができる。

オ　執行裁判所は，差押債権者の申立てにより，支払に代えて券面額で差し押さえられた金銭債権を差押債権者に転付する命令を発することができる。

１　アウ　　２　アエ　　３　イウ　　４　イオ　　５　エオ

第８問　司法書士法人Ｘ及びその社員Ｙに関する次のアからオまでの記述のうち，**正しいもの**の組合せは，後記１から５までのうち，どれか。

なお，Ｘの主たる事務所の所在地は，Ａ地方法務局の管轄区域内にあるものとする。

ア　Ｘは，その成立の時に，Ａ地方法務局の管轄区域内に設立された司法書士会の会員となる。

イ　Ｘは，その名称を変更したときは，変更の日から二週間以内に，その旨をＡ地方法務局の長に届け出なければならない。

ウ　Ｘが簡裁訴訟代理等関係業務を行うことを目的とする場合には，Ｙは，自らが法務大臣から簡裁訴訟代理等関係業務を行うのに必要な能力を有するとの認定を受けていないときであっても，総社員全員の同意によって，Ｘが行う簡裁訴訟代理等関係業務について，Ｘを代表することができる。

エ　Ｘが司法書士法に違反した場合であっても，Ａ地方法務局の長は，Ｘに対し，解散の処分をすることはできない。

オ　Ｘが業務の全部の停止の処分を受けた場合において，当該処分の日にＹがＸの社員であったときは，Ｙは，Ｘの業務の全部の停止の期間を経過した後でなければ，他の司法書士法人の社員となることができない。

１　アイ　　２　アオ　　３　イエ　　４　ウエ　　５　ウオ

第９問　供託の管轄に関する次のアからオまでの記述のうち，**誤っているもの**の組合せは，後記１から５までのうち，どれか。

ア　弁済供託は，債務の履行地の供託所にしなければならないが，債務の履行地の属する行政区画内に供託所がない場合には，その地を包括する行政区画内における最寄りの供託所にすれば足りる。

イ　宅地建物取引業者がすべき営業保証金の供託は，当該宅地建物取引業者が複数の事務所を有している場合には，それぞれの事務所の最寄りの供託所にしなければならない。

ウ　選挙供託は，全国いずれの供託所にもすることができる。

エ　民事訴訟の訴訟費用の担保のために行う担保供託は，担保を立てるべきことを命じた裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内の供託所にしなければならない。

オ　管轄外の供託所にされた弁済供託が誤って受理された場合には，当該弁済供託は無効であり，たとえ被供託者が当該弁済供託を受諾したとしても，当該弁済供託を有効なものとして取り扱うことはできない。

１　アイ　　２　アウ　　３　イオ　　４　ウエ　　５　エオ

第10問　電子情報処理組織による供託等に関する次のアからオまでの記述のうち，**正しいもの**の組合せは，後記１から５までのうち，どれか。

ア　金銭又は振替国債の供託は電子情報処理組織を使用してすることができるが，供託金，供託金利息又は供託振替国債の払渡しの請求は電子情報処理組織を使用してすることはできない。

イ　電子情報処理組織による供託をしようとする者は，法令の規定により供託書に添付し，又は提示すべき書面があるときは，当該書面に代わるべき情報にその作成者が電子署名を行ったものを送信しなければならず，この送信に代えて，供託所に当該書面を提出し，又は提示することはできない。

ウ　登記された法人が電子情報処理組織による供託をしようとする場合において，その申請情報に当該法人の代表者が電子署名を行い，かつ，当該代表者に係る電子認証登記所の登記官の電子証明書を当該申請情報と併せて送信したときは，当該代表者の資格を証する書面を提示することを要しない。

エ　電子情報処理組織によって金銭の供託をする場合には，供託者は，供託官の告知した納付情報により供託金を納付しなければならない。

オ　供託者は，供託書正本に係る電磁的記録の提供を求めた場合には，供託官に対し，当該電磁的記録に記録された事項を記載して供託官が記名押印した書面の交付を請求することはできない。

１　アイ　　２　アオ　　３　イウ　　４　ウエ　　５　エオ

第11問　弁済供託に関する次のアからオまでの記述のうち，**判例の趣旨に照らし誤っているもの**の組合せは，後記１から５までのうち，どれか。

ア　持参債務の債務者は，弁済期日に弁済をしようとして，債権者の住居に電話で在宅の有無を問い合わせた場合において，債権者以外の家人から，債権者が不在であるため受領することができない旨の回答があっただけでは，受領不能を原因とする弁済供託をすることはできない。

イ　不法行為の加害者は，自ら算定した損害賠償額と不法行為発生時から提供日までの遅延損害金の合計額を被害者に提供した場合において，被害者がその受領を拒んだときは，受領拒絶を原因とする弁済供託をすることができる。

ウ　建物の賃貸借における賃借人は，債務の本旨に従って賃料を賃貸人に提供し，賃料の受領と引き替えに受領証の交付を請求した場合において，賃貸人が賃料は受領しようとしたものの，受領証の交付を拒んだとしても，受領拒絶を原因とする弁済供託をすることはできない。

エ　建物の賃貸借における賃借人は，賃貸人が死亡しその共同相続人二人がその地位を承継した場合において，賃貸人の死亡後に発生した賃料全額を当該共同相続人のうちの一人に提供し，その受領を拒まれたとしても，賃料全額について，受領拒絶を原因とする弁済供託をすることはできない。

オ　譲渡禁止特約のある債権の債務者は，当該債権が譲渡され，債務者に対する確定日付のある証書による通知がされた場合において，債権譲受人の善意・悪意を知ることができないときは，債権者不確知を原因とする弁済供託をすることができる。

１　アイ　　２　アウ　　３　イエ　　４　ウオ　　５　エオ

第12問　登記の申請人に関する次のアからオまでの記述のうち，**正しいもの**の組合せは，後記１から５までのうち，どれか。

ア　甲土地の所有権の登記名義人Ａの相続人が配偶者Ｂ並びに子Ｃ及びＤの３名である場合において，Ｅに対して甲土地を包括遺贈する旨のＡの遺言に基づいて登記を申請するときは，Ｅは，単独で相続を登記原因とする甲土地の所有権の移転の登記を申請することができる。

イ　甲土地の所有権の登記名義人Ａの相続人が配偶者Ｂ並びに子Ｃ及びＤの３名であり，遺産分割協議をしない間にＢが死亡した場合において，Ｂの相続人がＣ及びＤの２名であり，ＣＤ間で甲土地はＣが単独で取得する旨のＡを被相続人とする遺産分割協議が成立したときは，Ｃは，単独でＡからＣへの相続を登記原因とする甲土地の所有権の移転の登記を申請することができる。

ウ　甲土地について，乙区１番でＡを，乙区２番でＢをそれぞれ抵当権者とする抵当権の設定の登記がされ，乙区３番でＣを根抵当権者とする根抵当権の設定の登記がされている場合において，Ｃの根抵当権を第１順位，Ａの抵当権を第３順位とする順位の変更をするときは，Ｃを登記権利者，Ａを登記義務者として順位の変更の登記を申請することができる。

エ　Ａが賃借権の登記名義人である甲土地について，Ａが所有権を取得したことによって当該賃借権が混同により消滅した後，Ａの賃借権の登記が抹消されない間にＡからＢへの売買による所有権の移転の登記がされたときであっても，Ａは，単独で混同を登記原因とする賃借権の登記の抹消を申請することができる。

オ　甲土地に設定された根抵当権の元本が確定した場合において，根抵当権設定者が根抵当権の元本の確定の登記手続に協力しないときは，根抵当権者は，根抵当権設定者に対して根抵当権の元本の確定の登記手続を命ずる確定判決を得て，単独で根抵当権の元本の確定の登記を申請することができる。

１　アウ　　２　アエ　　３　イウ　　４　イオ　　５　エオ

第13問　次のアからオまでの記述のうち，甲土地について，**第１欄に掲げる事由に基づき第２欄に掲げる登記を申請するときにＸが登記権利者となるもの**の組合せは，後記１から５までのうち，どれか。

	第１欄	第２欄
ア	Ｘは，Ｙに対してＸを所有権の登記名義人とする甲土地を売却したが，ＹがＸからＹへの所有権の移転の登記の申請に協力しないため，Ｙに対して当該移転の登記手続を求める訴えを提起し，その請求を認容する判決が確定した。	所有権の移転の登記
イ	Ｘは，Ａに対してＸを所有権の登記名義人とする甲土地を贈与する旨の所有権の移転の登記をしたが，その後，Ａから甲土地を購入して所有権の登記名義人となったＹに対して，当該贈与の錯誤無効を主張してＡからＹへの所有権の移転の登記の抹消の手続を求める訴えを提起し，その請求を認容する判決が確定した。	所有権の移転の登記の抹消
ウ	Ｘは，Ｘを所有権の登記名義人とする甲土地の全部を承役地，Ｙを所有権の登記名義人とする乙土地の全部を要役地とする地役権を設定し，その設定の登記をしていたが，当該設定の登記後，Ｘは，Ｙとの間で，地役権設定の範囲を甲土地の東側５メートルに変更する旨を約した。	地役権の変更の登記
エ	Ｘは，Ｙを所有権の登記名義人とする甲土地を目的とする根抵当権の登記名義人であるが，Ｙの信用状況が悪化したので，Ｙに対して当該根抵当権の元本の確定請求をした。	根抵当権の元本の確定の登記
オ	受託者Ｘ及び委託者Ｙは，Ｙを所有権の登記名義人とする甲土地を信託財産とする信託契約に基づき，甲土地について所有権の移転の登記及び信託の登記をしていたが，Ｘは，甲土地をＸの固有財産に帰属させることを許容する旨の信託契約の定めに基づき，甲土地をＸの固有財産に帰属させた。	受託者の固有財産となった旨の登記

１　アイ　　２　アエ　　３　イオ　　４　ウエ　　５　ウオ

第14問　不動産登記の申請の代理に関する次のアからオまでの記述のうち，**誤っているもの**の組合せは，後記１から５までのうち，どれか。

ア　家庭裁判所が未成年者Ａのために選任した特別代理人Ｂが，Ａを代理して，Ａとその親権者Ｃとの利益が相反する法律行為をした場合であっても，Ｃは，Ａを代理して当該法律行為に基づく登記を申請することができる。

イ　司法書士Ｘが，株式会社の代表取締役Ａから同社を申請人とする登記の申請について委任を受けた場合において，当該委任後にＡが代表取締役を辞任したときは，Ｘは，当該委任に係る登記を申請することができない。

ウ　申請人Ａが代理人Ｂに対して甲土地を目的とする地上権の設定の登記の申請を委任した場合において，Ａ作成の委任状に委任事項として「登記原因証明情報である平成何年何月何日付地上権設定契約証書記載のとおりの地上権の設定の登記の申請を委任する」旨の記載があるときは，この委任状をＢの代理権を証する情報として提供して，地上権の設定の登記を申請することができる。

エ　Ａの成年後見人Ｂが，Ａを所有権の登記名義人とする不動産に係る登記を申請する場合には，Ｂの代理権を証する情報として，後見登記等ファイルに記録された事項を証明した書面を提供することができる。

オ　株式会社の代表取締役Ａが同社を代表して不動産の登記を申請した後，当該登記が完了するまでの間に，Ａについて破産手続開始の決定がされたときは，当該申請は却下される。

１　アウ　　２　アオ　　３　イエ　　４　イオ　　５　ウエ

第15問　登記記録に次のような記録(抜粋)のある土地についてされる登記の申請に関する次のアからオまでの記述のうち，**誤っているもの**の組合せは，後記1から5までのうち，どれか。

権利部(甲区)(所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	【省略】	【省略】	【省略】
2	所有権移転	平成17年1月11日 受付第1111号	原因　平成16年11月2日相続 所有者　A
3	所有権移転	平成27年6月8日 受付第6666号	原因　平成27年5月3日贈与 所有者　F
4	所有権移転請求権仮登記	平成27年8月1日 受付第8555号	原因　平成27年8月1日贈与予約 権利者　G
	余白	余白	余白
5	仮差押	平成27年9月9日 受付第9999号	原因　平成27年9月8日東京地方裁判所仮差押命令 債権者　I

権利部(乙区)(所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	平成19年3月5日 受付第3333号	原因　平成19年3月3日金銭消費貸借同日設定 債権額　金2,500万円 債務者　B 抵当権者　C
付記1号	1番抵当権の5番抵当権への順位譲渡	平成27年8月10日 受付第8889号	原因　平成27年8月8日順位譲渡
2	賃借権設定	平成25年4月4日 受付第4444号	原因　平成25年4月4日設定 賃料　1月5万円 支払時期　毎月末日 存続期間　20年 賃借権者　D
3	2番賃借権の1番抵当権に優先する同意	平成25年4月4日 受付第4445号	原因　平成25年4月4日同意
4	根抵当権設定	平成26年5月15日 受付第5555号	原因　平成26年5月15日設定 極度額　金1,500万円 債権の範囲【省略】 債務者　B 根抵当権者　E
付記1号	4番根抵当権変更	平成27年7月15日 受付第7888号	原因　平成27年7月15日変更 極度額　金2,500万円

5 1 付1	根抵当設定	平成27年8月8日 受付第8888号	原因　平成27年8月8日金銭消費貸借 　同日設定 債権額　金1,000万円 債務者　F 抵当権者　H
6	根抵当権設定	平成27年10月10日 受付第10000号	原因　平成27年10月10日設定 極度額　金1,000万円 債権の範囲【省略】 債務者　F 根抵当権者　J

ア　甲区3番の所有権移転の登記の抹消の登記を申請する場合，Eは，登記上の利害関係を有する第三者に該当しない。

イ　甲区4番の仮登記に基づく本登記を申請する場合，H，I及びJは，いずれも登記上の利害関係を有する第三者に該当する。

ウ　乙区1番の抵当権の抹消の登記を申請する場合，Hは，登記上の利害関係を有する第三者に該当する。

エ　乙区2番の賃借権について，賃料を減額する旨の変更の登記を申請する場合，Cは，登記上の利害関係を有する第三者に該当しない。

オ　乙区4番の根抵当権の極度額を増額する旨の変更の登記を申請する場合，Jは，登記上の利害関係を有する第三者に該当する。

1　アイ　　2　アエ　　3　イオ　　4　ウエ　　5　ウオ

第16問　登記原因証明情報に関する次のアからオまでの記述のうち，**正しいもの**の組合せは，後記１から５までのうち，どれか。

ア　根抵当権者をＡ株式会社とする元本確定の登記がされた根抵当権の登記について，会社分割を登記原因とするＡ株式会社からＢ株式会社への根抵当権の移転の登記を申請する場合には，登記原因証明情報として，当該会社分割の記載のあるＢ株式会社の登記事項証明書を提供すれば足りる。

イ　所有権について処分禁止の登記がされた後，当該処分禁止の登記に係る仮処分の債権者が，当該仮処分の債務者を登記義務者とする所有権の移転の登記と同時に，当該処分禁止の登記に後れる登記の抹消の登記を申請する場合には，当該抹消の登記の申請に際して登記原因証明情報の提供を要しない。

ウ　甲土地について所有権の移転の登記手続をする旨の和解調書上の甲土地の地積の記載に誤記があったため和解調書の更正決定がされた場合において，当該和解調書と当該更正の決定書を提供して甲土地の所有権の移転の登記を申請するときは，登記原因証明情報として当該更正の決定が確定したことを証する書面の提供を要しない。

エ　Ａを所有権の登記名義人とする甲土地について，Ａが甲土地を自己信託の対象としたことによる権利の変更の登記は，登記原因証明情報としてＡに対する確定日付のある証書による当該信託がされた旨及びその内容の通知がされたことを証する書面を提供して申請することができる。

オ　Ａを所有権の登記名義人とする甲土地について，婚姻によりＡの氏が変更したことによる氏名の変更の登記は，登記原因証明情報として住民基本台帳法に規定する住民票コードを提供して申請することができる。

１　アウ　　２　アオ　　３　イエ　　４　イオ　　５　ウエ

第17問　不動産登記の書面申請における印鑑に関する証明書の添付に関する次のアからオまでの記述のうち，**正しいもの**の組合せは，後記１から５までのうち，どれか。

ア　甲土地の所有権の登記名義人Ａの住所がＸ，Ｙ，Ｚと順次移転している場合において，登記記録上のＡの住所がＸからＺへと変更されているときは，Ａの住所がＹと記載されている発行後３か月以内の印鑑に関する証明書は，Ａの住所がＸ，Ｙ，Ｚと順次移転したことを証する市町村長の証明書を併せて提供しても，甲土地についてＡを登記義務者とする登記の申請の添付情報とすることができない。

イ　日本に居住する外国人Ａが甲土地の所有権の登記名義人であるとき，Ａが居住している市の長が発行したＡの印鑑に関する証明書は，甲土地についてＡを登記義務者とする登記の申請の添付情報とすることができない。

ウ　甲土地の所有権の登記名義人が地方自治法第260条の２第１項の認可を受けた地縁による団体である場合には，当該認可をした市の長が発行した当該団体の代表者の印鑑に関する証明書は，甲土地について当該団体を登記義務者とする所有権の移転の登記の申請の添付情報とすることができる。

エ　Ａが所有権の登記名義人である甲土地について，Ａを債務者とする抵当権が設定されている場合において，Ａの債務をＢが引き受けたときは，登記識別情報を提供した上でする当該抵当権の債務者を変更する登記の申請に際して，Ａの印鑑に関する証明書を添付情報とすることを要しない。

オ　台風などの災害が発生し，登記所の事務が１か月間停止した場合には，登記義務者の印鑑に関する証明書としての有効期間は１か月間伸長される。

(参考)

地方自治法

第260条の２　町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体(以下本条において「地縁による団体」という。)は，地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため市町村長の認可を受けたときは，その規約に定める目的の範囲内において，権利を有し，義務を負う。

2～17　(略)

１　アイ　　２　アオ　　３　イウ　　４　ウエ　　５　エオ

第18問　不動産の登記の申請人又はその代理人が会社法人等番号を有する法人である場合の登記手続に関する次のアからオまでの記述のうち，**誤っているもの**の組合せは，後記１から５までのうち，どれか。

ア　申請人である当該法人が作成後１か月以内の代表者の資格を証する登記事項証明書を提供して不動産の登記の申請をする場合には，当該法人の会社法人等番号の提供を要しない。

イ　申請人である当該法人が当該法人の登記を受けた登記所と同一の登記所に不動産の登記の申請をする場合には，当該法人の会社法人等番号の提供を要しない。

ウ　支配人が申請人である当該法人を代理して不動産の登記の申請をする場合には，当該法人の会社法人等番号の提供を要しない。

エ　申請人である当該法人が登記名義人となる所有権の保存の登記の申請をする場合において，申請情報と併せて当該法人の会社法人等番号を提供したときは，当該法人の住所を証する情報の提供を要しない。

オ　司法書士法人が申請人を代理して不動産の登記の申請をする場合において，当該司法書士法人の代表者の資格を証する情報を提供したときは，当該司法書士法人の会社法人等番号の提供を要しない。

１　アエ　　２　アオ　　３　イウ　　４　イオ　　５　ウエ

第19問　共有名義の登記に関する次のアからオまでの記述のうち，**正しいもの**の組合せは，後記１から５までのうち，どれか。

ア　Ａ及びＢが所有権の登記名義人で持分が各２分の１である甲土地及び乙土地について，甲土地につきＡの単独所有，乙土地につきＡ持分４分の１，Ｂ持分４分の３とする共有物分割を登記原因とする持分移転の登記を申請することができる。

イ　Ａ及びＢが所有権の登記名義人である甲土地をＡの単独所有とし，その代わりにＡが所有権の登記名義人である乙土地をＢの所有とする旨の共有物分割の協議に基づき，乙土地について共有物分割を登記原因として所有権の移転の登記を申請することができる。

ウ　Ａ及びＢが所有権の登記名義人である甲土地について，ＡとＢが 10 年間共有物分割を禁止する旨の定めをし，当該定めを追加する旨の所有権の変更の登記を申請することができる。

エ　Ａ，Ｂ及びＣが所有権の登記名義人である甲土地について，Ａの持分放棄を登記原因としてＡからＢにＡ持分一部移転の登記がされている場合において，Ａの持分放棄によりＣに帰属すべき持分をＤがＡから買い受けたときは，売買を登記原因としてＡからＤへのＡ持分全部移転の登記を申請することができる。

オ　Ａ及びＢが所有権の登記名義人である甲土地について，ＣがＢからその持分の贈与を受けた後に，Ａがその持分を放棄した場合には，贈与を登記原因とするＢからＣへのＢの持分の移転の登記がされていないときであっても，Ａの持分放棄を登記原因とするＡからＣへのＡ持分全部移転の登記を申請することができる。

１　アウ　　２　アエ　　３　イウ　　４　イオ　　５　エオ

第20問　登記記録に次のような記録(抜粋)がある甲区分建物及びその敷地である乙土地の権利の登記に関する次のアからオまでの記述のうち，**正しいもの**の組合せは，後記1から5までのうち，どれか。

(甲区分建物の専有部分の登記記録の表題部及び権利部)

表　題　部（敷地権の表示）			
①土地の符合	②敷地権の種類	③敷地権の割合	原因及びその日付〔登記の日付〕
1	所有権	1250分の250	平成28年3月10日敷地権 〔平成28年3月16日〕
所有者	持分2分の1　A株式会社　　持分2分の1　B株式会社		

権　利　部(　甲　区　)（　所　有　権　に　関　す　る　事　項　）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権保存	平成28年4月28日 第4000号	原因　平成28年4月25日売買 所有者　C株式会社

(乙土地)

権　利　部　(　甲　区　)（　所　有　権　に　関　す　る　事　項　）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	平成25年2月1日 第2000号	原因　平成25年2月1日売買 共有者 持分2分の1　A株式会社 2分の1　　B株式会社
2	共有者全員持分全部敷地権	余白	建物の表示　【省略】 一棟の建物の名称　【省略】 平成28年3月16日登記

権　利　部(　乙　区　)（　所　有　権　以　外　の　権　利　に　関　す　る　事　項　）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	抵当権設定仮登記	平成25年8月1日 第8000号	原因　平成25年8月1日金銭消費貸借同日設定 債権額　金1,000万円 利息　年2% 債務者　D株式会社 権利者　E株式会社
	余白	余白	余白
2	根抵当権設定	平成26年2月3日 第2030号	原因　平成26年2月3日設定 極度額　金1,500万円 債権の範囲　売買取引 債務者　　D株式会社 根抵当権者　F株式会社

ア　乙土地のＡ株式会社の持分のみを目的として，平成 28 年 3 月 15 日判決を登記原因及びその日付とする当該持分の移転の登記をすることはできない。

イ　乙土地のＢ株式会社の持分のみを目的として，平成 28 年 3 月 15 日売買を登記原因及びその日付とする当該持分の移転の仮登記をすることができる。

ウ　乙土地のみを目的として，乙土地の順位１番の抵当権設定仮登記につき，平成 25 年 8 月 1 日金銭消費貸借同日設定を登記原因及びその日付とする当該抵当権設定仮登記の本登記をすることはできない。

エ　甲区分建物のみを目的として，平成 28 年 3 月 15 日設定を登記原因及びその日付とする乙土地の順位 2 番の根抵当権の共同担保としての根抵当権の追加設定の登記をすることができる。

オ　乙土地のみを目的として，乙土地の順位 2 番の根抵当権の実行として，平成 28 年 4 月 28 日○○地方裁判所担保不動産競売開始決定を登記原因及びその日付とする差押えの登記をすることはできない。

1　アエ　　2　アオ　　3　イウ　　4　イエ　　5　ウオ

第21問　次のアからオまでは，Ａ司法書士の補助者が地上権に関する登記事項をメモした内容である。アからオまでのうち，**登記記録を明らかに誤ってメモしたもの**の組合せは，後記１から５までのうち，どれか。

ア

順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	地上権設定	平成２年２月２日 第2000号	原因　平成２年２月２日設定 目的　ゴルフ場所有 存続期間　50年 地上権者　X

イ

順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	地上権設定	昭和50年２月７日 第2100号	原因　昭和50年２月７日設定 目的　建物所有 存続期間　30年 地上権者　X
付記１号	１番地上権移転	平成28年６月30日 第6300号	原因　平成28年６月30日売買 地上権者　Y

ウ

順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	地上権設定	平成５年２月８日 第2800号	原因　平成５年２月８日設定 目的　借地借家法第23条第１項の建物所有 存続期間　40年 特約　借地借家法第23条第１項の特約 地上権者　X

エ

順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	地上権設定	昭和55年２月５日 第2500号	原因　昭和55年２月５日設定 目的　駅舎所有 存続期間　60年 地上権者　X
付記１号	１番地上権変更	平成28年６月20日 第6200号	原因　平成28年６月20日変更 目的　高架鉄道敷設 範囲　標高100メートルから上30メートルの間

オ

順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	地上権設定	平成7年9月1日 第9100号	原因　平成7年9月1日設定 目的　竹木所有 存続期間　60年 地上権者　X
2	1番地上権抵当権設定	平成27年6月1日 第6010号	原因　平成27年6月1日金銭消費貸借同日設定 債権額　金500万円 債務者　X 抵当権者　Z

1　アウ　　2　アエ　　3　イウ　　4　イオ　　5　エオ

第22問　次のアからオまでの記述のうち，Ｙを所有権の登記名義人とする甲土地について，**第１欄に掲げる事由が生じた場合に，第２欄に掲げる事項を申請情報の内容とする抵当権の設定の登記の申請をすることができないもの**の組合せは，後記１から５までのうち，どれか。

	第１欄	第２欄
ア	賃借人Ｘは，平成 28 年 7 月 1 日，賃貸人Ｙに対して，乙建物の賃貸借契約に基づき，敷金の性質を有する保証金 200 万円を差し入れた。そこで，Ｙは，同日，甲土地について，当該賃貸借契約の終了時にＸが取得する当該保証金の返還請求権を被担保債権とする抵当権を設定した。	登記原因及びその日付　平成 28 年 7 月 1 日賃貸借契約の保証金返還債権同日設定 債権額　金 200 万円 債務者　Ｙ 抵当権者　Ｘ
イ	Ｘは，平成 28 年７月１日，Ｙから，石油 40 トンを代金 200 万円で買い受ける契約を締結するとともに，Ｙとの間で，同日，当該契約に基づくＸのＹに対する売買の目的物の引渡請求権の価額を 200 万円と合意した。そこで，Ｙは，同日，甲土地について，当該請求権を被担保債権とする抵当権を設定した。	登記原因及びその日付　平成 28 年７月１日石油売買の引渡債権同日設定 債権価格　石油 40 トン 価格　金 200 万円 債務者　Ｙ 抵当権者　Ｘ
ウ	Ｘは，平成 28 年 7 月 1 日，Ｙに対して，400 万円を貸し付けた。そこで，Ｙは，同日，甲土地について，当該貸付けに係る元本のうち 200 万円を被担保債権とする抵当権を設定した。	登記原因及びその日付　平成 28 年７月１日金銭消費貸借同日設定 債権額　金 200 万円 債務者　Ｙ 抵当権者　Ｘ
エ	Ｘは，平成 28 年７月１日，Ｙに対して，100 万円を利息年５％の約定で貸し付けた。そこで，Ｙは，同日，甲土地について，当該貸付けに係る元本の全額及び同日から 20 年後までに発生する約定利息 100 万円の全額を被担保債権とする抵当権を設定した。	登記原因及びその日付　平成 28 年７月１日金銭消費貸借同日設定 債権額　金 200 万円 利息　年 5% 債務者　Ｙ 抵当権者　Ｘ

オ	Ｘは，平成 28 年７月１日，Ｙに対して，200 万円を貸し付けた。そこで，Ｙは，同日，甲土地について，当該貸付けに係る元本の全額を被担保債権とする抵当権を設定した。なお，Ｘは全国に支店を有する銀行であり，本件の取扱支店はＺ支店である。	登記原因及びその日付　平成 28 年７月１日金銭消費貸借同日設定 債権額　金 200 万円 債務者　Ｙ 抵当権者　Ｘ （取扱店　Ｚ支店）

1　アイ　　2　アオ　　3　イエ　　4　ウエ　　5　ウオ

第23問　次のアからオまでの記述のうち，**次の①又は②のいずれか一方のみに当てはまるもの**の組合せは，後記１から５までのうち，どれか。

①建物を新築する際に不動産工事の先取特権の保存の登記を申請する場合

②所有権の保存の登記がある建物の不動産売買の先取特権の保存の登記を申請する場合

ア　２名以上の先取特権者が申請人となるときは，先取特権者の持分を申請情報の内容としなければならない。

イ　違約金の定めがあるときは，その定めを申請情報の内容としなければならない。

ウ　添付情報として，登記原因を証する情報を提供しなければならない。

エ　添付情報として，建物の設計書の内容を証する情報を提供しなければならない。

オ　所有権の移転の登記の申請と同時に申請しなければならない。

１　アイ　　２　アウ　　３　イオ　　４　ウエ　　５　エオ

第24問　甲土地の所有権の登記名義人であるＡに配偶者Ｂ及び子Ｃがいる場合において，Ａが死亡して相続が開始したときの遺産分割協議又は遺言による登記に関する次のアからオまでめ記述のうち，**正しいもの**の組合せは，後記１から５までのうち，どれか。

ア　ＢとＣが遺産分割協議を行い，Ｂが甲土地を取得する旨の遺産分割協議書を作成した場合において，この協議に基づく登記を申請する前にＢが死亡し，Ｂの相続人がＣのみであるときは，甲土地についてＡからＢへの所有権の移転の登記を経ることなく，ＡからＣへの所有権の移転の登記を申請することはできない。

イ　Ｂから遺産分割協議に関する事項の委任を受けたＸが，当該遺産分割協議に参加し，Ｃが甲土地を取得する旨の遺産分割協議書にＢの代理人として署名押印している場合には，Ｃは，登記原因証明情報の一部として当該遺産分割協議書を提供し，甲土地についてＡからＣへの所有権の移転の登記を申請することができる。

ウ　ＢがＡの預貯金を取得する代わりにＢ所有の乙土地をＣが取得する旨が記載された遺産分割協議書を登記原因証明情報の一部として提供し，乙土地についてＢからＣへの所有権の移転の登記を申請するときの登記原因は，遺産分割である。

エ　Ｂに甲土地を遺贈する旨の記載があるＡの遺言書を登記原因証明情報の一部として提供し，甲土地についてＡからＢへの所有権の移転の登記を申請するときの登記原因は，遺贈である。

オ　Ａの遺言書に，受遺者とその配分は遺言執行者において協議の上決定する旨及び遺言執行者としてＢとＣの２名を指定する旨の記載がされている場合において，Ａの死亡後，ＢとＣとの協議がされる前にＢが死亡したときは，Ｃは，甲土地についてＸに遺贈する旨を決定した上で，甲土地につきＡからＸへの所有権の移転の登記を申請することができる。

１　アウ　　２　アエ　　３　イエ　　４　イオ　　５　ウオ

第25問　次のアからオまでの不動産登記に関する手続のうち，**電子情報処理組織を使用する方法によって行うことのできるもの**の組合せは，後記１から５までのうち，どれか。

ア　所有権の移転の登記が書面により申請され，不動産登記法第 23 条第 1 項の通知がされた場合に申請人が行う当該申請の内容が真実である旨の申出

イ　書面を交付する方法により通知された登記識別情報の失効の申出

ウ　所有権の移転の登記が書面により申請された場合における当該申請の取下げ

エ　公売処分による所有権の移転の登記の嘱託

オ　印鑑に関する証明書が不正に交付されたことを理由とする不正登記防止申出

(参考)

不動産登記法

第 23 条　登記官は，申請人が前条に規定する申請をする場合において，同条ただし書の規定により登記識別情報を提供することができないときは，法務省令で定める方法により，同条に規定する登記義務者に対し，当該申請があった旨及び当該申請の内容が真実であると思料するときは法務省令で定める期間内に法務省令で定めるところによりその旨の申出をすべき旨を通知しなければならない。この場合においで，登記官は，当該期間内にあっては，当該申出がない限り，当該申請に係る登記をすることができない。

２～４　（略）

１　アイ　　２　アオ　　３　イエ　　４　ウエ　　５　ウオ

第26問　不動産登記における審査請求に関する次のアからオまでの記述のうち，**正しいもの**は，幾つあるか。

ア　登記官は，審査請求の審査に際しては審査請求人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

イ　登記官の処分に不服のある者は，当該処分の取消しを求める訴えを提起する前に審査請求をしなければ，当該訴えを提起することができない。

ウ　登記官が審査請求を理由があると認め，相当の処分をしたときは，審査請求人に対し，当該処分の内容を通知しなければならない。

エ　法務局又は地方法務局の長は，審査請求を理由があると認めるときは，登記官に相当の処分を命ずる前に当該登記官に仮登記を命じなければならない。

オ　登記の申請において提供された申請情報及びその添付情報の保存期間の満了後においては，当該登記に関する審査請求をすることができない。

1　1 個　　2　2 個　　3　3 個　　4　4 個　　5　5 個

第27問　次の対話は，登録免許税に関する司法書士と補助者との対話である。司法書士の質問に対する次のアからオまでの補助者の解答のうち，**正しいもの**の組合せは，後記 1から５までのうち，どれか。

なお，租税特別措置法等の特例法による税の減免規定の適用はないものとし，また，複数の申請方法や複数の登録免許税の計算方法が考えられる場合は，登録免許税の額が最も低額となるよう申請するものとする。

司法書士：　Ａ及びＢが所有権の登記名義人である地積 1000 平方メートルの甲土地があり，甲土地の登記記録上，Ａ及びＢの持分がそれぞれ２分の１ずつ登記されているものとします。

この甲土地から，地積 300 平方メートルの乙土地を分筆する分筆の登記をした直後，Ａのみが乙土地の所有権の登記名義人に，Ｂのみが分筆後の甲土地(以下「丙土地」という。)の所有権の登記名義人になるよう，両土地について，共有物分割を登記原因として，持分の移転の登記を同時に申請することにしました。

分筆前の甲土地の不動産の価額が 1000 万円，乙土地の不動産の価額が 300 万円，丙土地の不動産の価額が 700 万円であるとき，乙土地について当該持分の移転の登記をする場合の登録免許税は，いくらですか。

補助者：ア　３万円です。

司法書士：　では，丙土地について当該持分の移転の登記をする場合の登録免許税は，いくらですか。

補助者：イ　７万円です。

司法書士：　乙土地における当該持分の移転の登記後，Ａが住所を甲市乙町 1 番地の 1 から丙市丁町 2 番 2 号に移転し，さらにその後，区制施行により丙市丁町 2 番 2 号が丙市中央区丁町 2 番 2 号に変更されたとします。乙土地につきＡの住所の変更の登記をする場合の登録免許税は，いくらですか。

補助者：ウ　登録免許税は，かかりません。

司法書士：　丙土地における当該持分の移転の登記後，丙土地の乙区１番に，ＢのＣ株式会社及びＤ株式会社に対する売買取引上の債務を担保するため，Ｃ株式会社及びＤ株式会社を根抵当権の登記名義人とする極度額 500 万円の根抵当権の設定の登記をしたとします。

その後，当該根抵当権を，Ｃ株式会社のみを根抵当権者とする極度額 200 万円の順位 1 番の根抵当権と，Ｄ株式会社のみを根抵当権者とする極度額

300 万円の順位 1 番の根抵当権にするために，放棄を登記原因とする当該根抵当権の共有者の権利の移転の登記をした後，当該根抵当権の分割譲渡の登記をすることにしました。この 2 件の登記をする場合の登録免許税は合計でいくらになりますか。

補助者：エ　1 万 4000 円です。

司法書士：　では，先の 2 件の登記の順序を入れ替え，当該根抵当権の分割譲渡の登記をした後，当該分割譲渡の登記後の根抵当権につき放棄を登記原因とする当該根抵当権の共有者の権利の移転の登記をする場合，登録免許税は合計でいくらになりますか。

補助者：オ　7000 円です。

1　アイ　　2　アエ　　3　イウ　　4　ウオ　　5　エオ

第28問　商業登記の申請又は嘱託に関する次のアからオまでの記述のうち，**正しいもの**の組合せは，後記１から５までのうち，どれか。

ア　後見人の登記において，未成年被後見人か成年に達したことによる消滅の登記は，登記官が職権ですることができる。

イ　未成年者の登記において，未成年者の営業の許可の取消しによる消滅の登記は，法定代理人のほか未成年者自身も申請することができる。

ウ　支配人の登記において，会社以外の商人（小商人を除く。）が複数の支配人を選任したときは，各支配人はそれぞれその登記を別個に申請しなければならない。

エ　外国会社の登記については，日本における代表者が外国会社を代表して申請しなければならず，本国における代表者が申請することはできない。

オ　後見人の登記において，家庭裁判所の審判によって後見人が解任されたことによる消滅の登記は，裁判所書記官の嘱託によって行われる。

１　アイ　　２　アオ　　３　イエ　　４　ウエ　　５　ウオ

第29問　株式会社の設立の登記に関する次のアからオまでの記述のうち，**正しいもの**の組合せは，後記１から５までのうち，どれか。

ア　募集設立の方法により設立しようとする株式会社が監査役設置会社である場合において，設立の登記の申請書に設立時取締役及び設立時監査役による調査報告を記載した書面の添付を要するときは，創立総会に出席した設立時取締役及び設立時監査役のみが作成しだものを添付すればよい。

イ　法人が発起人である場合には，申請書の添付書面によって，申請に係る会社設立の発起行為が明らかに当該法人の目的の範囲外のものと認められない限り，設立の登記の申請は受理される。

ウ　設立に際して出資される財産の価額又はその最低額の記載を欠いたまま認証された定款について，その後発起人の全員の同意によりこれを追完し，当該同意があったことを証する書面に公証人の認証を受けたときは，変更後の定款に基づき設立の登記の申請をすることができる。

エ　当該設立が発起設立である場合において，公証人の認証を受けた定款に記載された商号を発起人の全員の同意により変更し，当該変更を明らかにした書面に発起人全員が記名押印した上で公証人の認証を受けたときは，変更後の定款に基づき設立の登記の申請をすることができる。

オ　発起設立の方法により設立しようとする株式会社が監査役設置会社である場合において，公証人による定款の認証を受ける前に設立時発行株式の引受け並びに設立時取締役及び設立時監査役の選任が行われているときは，その後に定款の認証がされたとしても，設立の登記の申請は受理されない。

１　アウ　　２　アオ　　３　イウ　　４　イエ　　５　エオ

第30問　株式会社の役員の変更の登記に関する次のアからオまでの記述のうち，**正しいもの**の組合せは，後記１から５までのうち，どれか。

ア　取締役会設置会社において，新たにＡが取締役に就任したことによる取締役の変更の登記の申請書にＡの住民票の写しを添付した場合には，Ａが就任を承諾したことを証する書面にその住所を記載することを要しない。

イ　辞任により取締役を退任した後も取締役としての権利義務を有するＡを解任する株主総会の決議がされた場合であっても，当該株主総会の議事録を添付して，Ａの解任による変更の登記を申請することはできない。

ウ　取締役Ａが，婚姻による氏の変更の登記の申請と併せて，婚姻前の氏をも登記簿に記録するよう申し出る場合において，Ａの婚姻前の氏が株主総会の議事録の記載から明らかなときは，Ａの婚姻前の氏を証する書面を添付することを要しない。

エ　代表取締役を選定した取締役会の議事録に変更前の代表取締役が登記所に提出した印鑑が押印されていない場合には，当該取締役会に出席した監査役の監査の範囲が会計に関するものに限定されているときであっても，代表取締役の変更の登記の申請書には，当該監査役が当該取締役会の議事録に押印した印鑑につき市町村長の作成した証明書を添付しなければならない。

オ　定款の定めに基づき取締役の互選により取締役の中から代表取締役を定めていた取締役会設置会社でない株式会社が当該定款の定めを廃止した場合において，定款又は株主総会の決議によって代表取締役を定めなかったときは，従前代表権を有しなかった他の取締役を代表取締役とする変更の登記の申請書には，当該他の取締役が代表取締役に就任することを承諾したことを証する書面を添付しなければならない。

１　アエ　　２　アオ　　３　イウ　　４　イエ　　５　ウオ

第31問　募集株式の発行による変更の登記に関する次のアからオまでの記述のうち，**誤っているもの**の組合せは，後記１から５までのうち，どれか。

ア　会社法上の公開会社が株主に株式の割当てを受ける権利を与えないで募集株式を発行した場合において，募集事項として定めた払込金額が募集株式を引き受ける者に特に有利な金額であるときは，募集株式の発行による変更の登記の申請書には，株主総会の特別決議に係る議事録を添付しなければならない。

イ　取締役会設置会社でない会社が株主に株式の割当てを受ける権利を与えないで譲渡制限株式を発行した場合には，定款に別段の定めがあるときを除き，募集株式の発行による変更の登記の申請書には，株式の割当てを決定し，又は総数引受契約を承認した株主総会の特別決議に係る議事録を添付しなければならない。

ウ　会社法上の公開会社が発行する募集株式の割当てにより引受人となった者が，その引き受けた募集株式の株主となることにより，当該募集株式の引受人の全員が株主となった場合における総株主の議決権の過半数を有することとなる場合に，総株主の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する株主から反対の通知があったときは，当該会社の財産状況が著しく悪化している場合において，当該会社の事業継続のため緊急の必要があるときを除き，募集株式の発行による変更の登記の申請書には，当該割当ての承認を決議した株主総会の議事録を添付しなければならない。

エ　会社法上の公開会社において，一度の取締役会の決議で複数回の募集株式の発行のための募集事項を決定している場合には，当該取締役会の議事録を１回目の募集株式の発行による変更の登記の申請書の添付書面とすることができるが，2 回目以降の募集株式の発行による変更の登記の申請書の添付書面とすることはできない。

オ　取締役会の決議により決定された払込期日を当該払込期日の経過前に延期した場合には，募集株式の発行による変更の登記の申請書には，払込期日の延期を決議した取締役会の議事録及び当該決議前に募集株式の引受けの申込みをした者全員が当該延期につき同意したことを証する書面を添付しなければならない。

１　アウ　　２　アエ　　３　イエ　　４　イオ　　５　ウオ

第32問　会計監査人設置会社以外の株式会社の資本金の額の変更の登記に関する次のアからオまでの記述のうち，**誤っているもの**の組合せは，後記１から５までのうち，どれか。

ア　定時株主総会において，当該定時株主総会の日における欠損の額を超えない範囲で資本金の額を減少する旨の決議が普通決議によりされたとしても，その旨の記載がされた株主総会の議事録を添付して，資本金の額の減少による変更の登記の申請をすることができる。

イ　準備金の資本組入れについて，株式の発行と同時に準備金の額を減少する場合において，当該準備金の額の減少の効力が生ずる日後の準備金の額が当該日前の準備金の額を下回らないときは，当該準備金の資本組入れに関する取締役の過半数の一致を証する書面又は取締役会の議事録を添付して，準備金の資本組入れによる変更の登記の申請をすることができる。

ウ　資本金の額の減少による変更の登記においては，登記簿から，減少する資本金の額が当該資本金の額の減少の効力が生ずる日における資本金の額を超えないことを確認することができるため，当該登記の申請書には，資本金の額が会社法及び会社計算規則の規定に従って計上されたことを証する書面を添付することを要しない。

エ　剰余金の資本組入れによる変更の登記の申請書には，臨時株主総会の議事録を添付することができない。

オ　資本金の額の減少と同時に募集株式の発行を行う場合において，当該資本金の額の減少の効力が生ずる日後の資本金の額が当該日前の資本金の額と同額であるときは，資本金の額の変更の登記の申請をすることを要しない。

１　アウ　　２　アオ　　３　イウ　　４　イエ　　５　エオ

第33問　清算株式会社の登記に関する次のアからオまでの記述のうち，**正しいもの**の組合せは，後記１から５までのうち，どれか。

ア　定款の定めにより監査役及び会計監査人を置いていた会社が解散したときは，解散の登記がされても，監査役設置会社である旨及び会計監査人設置会社である旨の登記を抹消する記号は，いずれも記録されない。

イ　清算株式会社となった時点で会社法上の公開会社であった会社は，清算開始後に定款を変更して発行する全部の株式を譲渡制限株式とし，監査役を置く旨の定めを廃止しても，監査役設置会社の定めの廃止の登記をすることができない。

ウ　支配人の登記がされていた会社が解散し，解散の登記がされたときは，当該支配人の登記を抹消する記号が記録されるが，清算手続中に支配人が選任されたときは，当該支配人の選任の登記をすることができる。

エ　破産手続終了後の会社につき，残余財産があることが判明した場合において，裁判所が清算人を選任したときは，清算人の選任の登記は，裁判所書記官の嘱託によって行われる。

オ　解散前に会社法上の公開会社であり，かつ，会社法上の大会社であった会社は，解散して清算株式会社となった後に定款を変更して監査役会を置く旨の定めを廃止しても，監査役会設置会社の定めの廃止の登記をすることができない。

１　アウ　　２　アオ　　３　イウ　　４　イエ　　５　エオ

第34問　持分会社の登記に関する次のアからオまでの記述のうち，**正しいもの**の組合せは，後記１から５までのうち，どれか。

ア　合資会社において，有限責任社員全員の退社と同時に新たな有限責任社員が加入した場合には，合資会社の解散の登記及び合名会社の設立の登記をした後でなければ，新たな有限責任社員の加入による変更の登記の申請をすることはできない。

イ　定款に業務執行社員の任期の定めがある合同会社において，任期満了後，直ちにその業務執行社員が再び業務執行社員に定められたときは，業務執行社員の選任による変更の登記の申請を要しない。

ウ　業務執行社員の中から社員の互選により代表社員を定める旨の定款の定めがある合資会社においては，業務執行権を有する有限責任社員を代表社員に互選したことを証する書面を添付しても，代表社員の選任による変更の登記の申請をすることができない。

エ　合資会社の業務を執行しない有限責任社員がその持分の一部を他の社員に譲渡したことによる変更の登記の申請書には，定款に別段の定めがある場合を除き，持分の譲渡契約書，譲渡された持分が業務を執行しない社員に係るものであることを証する書面及び業務執行社員の全員の同意があったことを証する書面を添付しなければならない。

オ　業務執行社員の中から社員の互選により代表社員を定める旨の定款の定めがある合名会社の代表社員が法人である場合には，当該法人の代表者が職務執行者となるときであっても，合名会社の設立の登記の申請書には，当該代表者が職務執行者に就任することを承諾したことを証する書面を添付しなければならない。

１　アエ　　２　アオ　　３　イウ　　４　イオ　　５　ウエ

第35問　一般社団法人の登記に関する次のアからオまでの記述のうち，**誤っているもの**の組合せは，後記１から５までのうち，どれか。

ア　設立しようとする一般社団法人が監事設置一般社団法人であるときは，その設立の登記は，その主たる事務所の所在地において，設立時理事及び設立時監事の設立手続の調査が終了した日又は設立時社員が定めた日のいずれか遅い日から２週間以内にしなければならない。

イ　設立しようとする一般社団法人が理事会設置一般社団法人でないときは，その設立の登記の申請書には，設立時理事が就任を承諾したことを証する書面に押印した印鑑につき市町村長の作成した証明書を添付しなければならない。

ウ　一般社団法人が貸借対照表の内容である情報につき不特定多数の者が提供を受けるために必要な事項を登記する場合には，その申請書には，当該事項について決議した社員総会の議事録を添付しなければなちない。

エ　一般社団法人が公益認定を受け公益社団法人となった後に公益認定を取り消されたときは，当該公益社団法人は，遅滞なく，当該公益社団法人の主たる事務所及び従たる事務所を管轄する登記所に当該公益社団法人の名称の変更の登記を申請しなければならない。

オ　一般社団法人は，基金を引き受ける者の募集をすることができる旨を定款に定めても，これを登記することはできない。

１　アエ　　２　アオ　　３　イウ　　４　イオ　　５　ウエ